

◎新潟県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市黒姫字釜屋ノ本80番1から	新	19.8～31.0メートル	148.3メートル
同市黒姫字浜端41番1まで	旧	19.8～32.8メートル	148.3メートル